

# 相続税対策プラン



平成 27 年 1 月から**相続税の基礎控除額が大幅に縮小されました。**

基礎控除額とは、相続時に課税対象となる相続財産から差し引くことができる金額で、これが大幅に縮小されると相続税申告納税対象者になる可能性が高くなるのです。

当事務所では、皆様の相続に対する不安を解消していただくために、**リーズナブルな価格**で相続税対策プランを提案させていただいております！！

## 相続税対策プラン内容

Step1

『相続に関する相談』

相続税申告の概要説明を行います。  
相続財産等のお客様情報のヒアリング

Step2

『所有財産の評価』

現時点で所有されている土地、建物や自社株の概算評価を行い、現状の財産を概算額で見積もります。  
所有されている財産の額や、お客様情報より相続税対象者であるか否かを判定します。

Step3

『相続税試算』

現状での相続税試算を行い、現在の対策や将来の問題点を報告します。

## 相続税対策プラン特別料金

Step1	<b>0 円</b>	ご相談時間の長短にかかわらず一切 <b>無料</b> です
Step2	70,000 円	所有されている財産の額にかかわらず一律です
Step3	100,000 円 ~ 300,000 円	財産の評価額によって変動します